

附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例をここに公布する。

令和6年3月21日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第20号

附属機関の設置に関する条例等の一部を改正する等の条例
(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第1条 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「関しては」を「ついては」に改める。

第3条中「関して」を「ついて」に改める。

別表市長の部相模原市地域保健医療審議会の項及び相模原市歯科保健事業推進審議会の項を削り、同部に次のように加える。

相模原市保健医療審議会	保健医療計画及び保健医療に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議するとともに、当該計画に基づく施策の実施状況について意見を建議すること。	30人以内 (臨時委員を除く。)	2年(補欠の委員の任期にあつては、前任者の残任期間)
-------------	--	---------------------	----------------------------

(相模原市健康づくり推進条例の一部改正)

第2条 相模原市健康づくり推進条例(令和5年相模原市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「相模原市地域保健医療審議会」を「相模原市保健医療審議会」に改める。

(相模原市食育推進委員会条例の廃止)

第3条 相模原市食育推進委員会条例(平成24年相模原市条例第14号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の附属機関の設置に関する条例(以下「改正前の条例」という。)に定める相模原市地域保健医療審議会又は相模原市歯科保健事業推進審議会の委員である者の任期は、改正前の条例別表の規定にかかわらず、同日までとする。

(相模原市食育推進委員会条例の廃止に伴う経過措置)

3 施行日の前日において第3条の規定による廃止前の相模原市食育推進委員会条例(以下「廃止前の条例」という。)に定める相模原市食育推進委員会の委員である者の任期は、廃止前の条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。